

平成15年度 包括外部監査の結果報告書

平成16年2月
目黒区包括外部監査人
公認会計士 梅澤 厚廣

監査のテーマ：
公の施設の管理について
＜区民利用施設のうち有料施設の管理運営及びトータルコスト分析＞

目次：

第1 外部監査の概要	(4頁)
1 外部監査の種類	(4頁)
2 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度	(4頁)
(1) 外部監査の対象	
(2) 外部監査対象期間	
3 監査のテーマ選定の背景と理由	(4頁)
4 外部監査の方法	(4頁)
(1) 監査の要点	
(2) 外部監査の主な監査手続	
5 外部監査の実施期間	(5頁)
6 外部監査人補助者	(5頁)
第2 外部監査対象の概要	(6頁)
1 施設概要	(6頁)
2 区の対応	(8頁)
3 公の施設に係わる法改正	(8頁)

第3 外部監査の結果及び意見	(10頁)
1 区民施設 (貸館・貸室)	(10頁)
No1 女性情報センター・No9 青少年プラザ	
No2 セレモニー目黒	
No3 住区会議室	
No4 勤労福祉会館	
No5 中小企業センター	
No6 消費生活センター	
No7-1 駒場公園和館	
No7-2 菅刈公園和館	
No8-1 目黒リサイクルプラザ・No8-2 平町リサイクルプラザ	
No9 青少年プラザ	
No10-2 清水社会教育会館	
No11 守屋教育会館	
2 スポーツ施設	(18頁)
No12-1 駒場体育館	
No12-2 区民センター体育館・No13-2 プール・No14-2 庭球場	
No12-3 中央体育館	
No12-4 碑文谷体育館	
No12-5 八雲体育館	
No16 砧球技場	
3 文化芸術施設	(21頁)
No19 美術館・区民ギャラリー	
No20-2 中目黒GTプラザホール	
4 保養施設等	(24頁)
No21 区民箱根保養所	
No22 区民自然の村	
No23-1 北軽井沢林間学園	
No23-2 八ヶ岳林間学園	
5 駐車場・駐輪場	(27頁)
No24 区営有料駐車場	
No24-1 区営三田地区駐車場	
No24-3 めぐる区民キャンパス駐車場	
No25 区営有料駐輪場	
6 その他の施設	(30頁)
その他 1 三田フレンズ集会室	

第4 監査結果に基づく提言	(32頁)
1 公の施設管理についての随意契約を適切に行うべきもの	(32頁)
2 公の施設の運営に対する意見のまとめ	(33頁)
(1) 管理コストの削減	
(2) 広報活動の積極利用	
(3) 区民への優先的利用方法の検討	
(4) 利用率向上のための対策	
(5) 統一が取れていない利用料金の見直し	
(6) 未利用施設の廃止あるいは他区との共同利用の検討	
(7) 公の施設の見直し	
第5 公の施設のトータルコストの試算とその検討	(35頁)
1 トータルコスト算定の意義	(35頁)
2 トータルコスト算定の目的	(35頁)
3 トータルコスト算定上の前提	(35頁)
(1) 施設管理費について	
(2) 施設附帯費について	
4 各施設のトータルコスト分析の概要	(36頁)
(1) 全体の概要	
(2) 各グループ別施設について	
5 個別施設のトータルコストの試算と利用率等	(40頁)
(1) 平成14年度トータルコスト一覧表	
(2) 平成14年度の利用率一覧表	
6 今後の取り組みについての要望	(44頁)
第6 利害関係	(44頁)

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

目黒区条例第53号（目黒区外部監査契約に基づく監査に関する条例）第2条に定める地方自治法第252条の27第2項に規定する目黒区との包括外部監査契約に基づく監査

2 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度

（1）外部監査の対象

公の施設の管理について（主として有料の施設を中心にした）

（2）外部監査対象期間

平成14年度執行分を中心にし、必要に応じて平成15年度分及び過年度分についても監査した。

3 監査のテーマ選定の背景と理由

主に一般区民が利用可能ないわゆる公の施設のうち、使用料等を徴収している施設を対象にした。このため図書館、児童館等の無料の施設、高齢者センター等の福祉施設等は除いてある。

区民が日常的に利用する公の施設のうち、体育館、庭球場等のスポーツ施設、美術館、ホール等の文化教養施設の管理運営並びに維持管理費、人件費、減価償却費、利子などのトータルコストと使用料等の収入について外部監査の視点から費用対効果分析を行い、住民サービスの向上を図るにはどのような方法があるかについて検討する。

現在、区が管理運営している有料施設は各種のくくり方があるが、大きく分けて(1)貸室(館)、(2)スポーツレクリエーション施設、(3)文化芸術施設、(4)保養施設等、(5)駐車場・駐輪場となっている。それらをさらに設置目的ごとに分類すると28種類68施設に及んでいる。その内訳は表1のとおりである。なお、今回は、これらの施設の有効性、効率性を管理運営面から検証するとともに、トータルコスト分析を通じて、最少の経費で最大の効果を挙げるという、その経済性についても検討する必要があると認めたためである。

4 外部監査の方法

（1）監査の要点

- ア 設置管理条例に基づき適切に運営がなされているか。
- イ 施設・設備は効率的に利用されているか。
- ウ 管理・運営に係る経理事務は正しく執行されているか。
- エ 使用料の受け入れ手続きは妥当か。
- オ 各種の契約事務は適切に処理されているか。
- カ 物品の管理は適正に行われているか。
- キ 光熱水費の節減の方策はとられているか。
- ク 管理体制、人員配置等は適正か。
- ケ 利用率が低調な施設についてのPR等は適切か。
- コ 利用料金制度導入または公設民営方式への移行が可能なものはあるか。

（2）外部監査の主な監査手続き

監査にあたっては事前に各施設の過去3年間の収入、施設維持管理経費、年度別の利用実績調査票等の提出を求め、それらをもとに公の施設の管理運営が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼を

おき、財務事務にかかわる監査のほかに経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿および証拠書類との照合を行った。

また、各施設についても都外の一部施設を除き、可能な限り各現場に赴き、帳簿の閲覧、質問、聞き取り調査等を実施したほか、外部監査人が必要と認めた監査手続きを実施した。

5 外部監査の実施期間

平成15年7月7日から平成16年2月4日

6 外部監査人補助者

公認会計士	2名	庄司 末光	宗 直樹
行政実務経験者	1名	都築 宏充	

第2 外部監査対象の概要

1 施設概要

地方自治法第244条で「地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（以下これを「公の施設」という。）を設けるものとする。」とされている。

また、地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと定めている。

<公の施設の基本的側面>

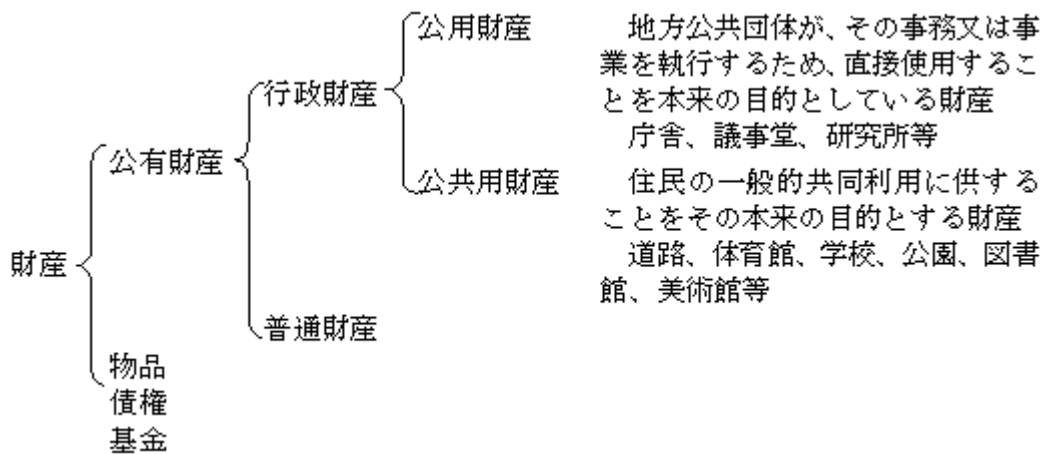
設置主体： 普通地方公共団体（当該施設の所有者であることを要さない、いわゆる他有公物を含む）

目的： 住民の福祉の増進（広く住民の生活に不可欠の便益の直接提供）

手段： 人的手段を必ずしもその要素としない物的施設であることに重点がおかれている。

<公の施設と公共用財産の関係>

公の施設を構成する土地・建物等の財産面に着目すると、多くの場合、公共用財産といえるが、まれに民間の借上げ財産を用いている場合もある。公共用財産は財産分類上次のように位置づけられている。



区が設置している公の施設は社会的要請に応じて、文化・芸術、学習・交流、スポーツ・レクリエーション等多岐にわたっており区民の福祉の増進に寄与してきたところである。今回監査対象とした有料の公の施設の一覧は下表のとおりである。

(表1) 監査対象とした有料の公の施設の種類

区分	No	施設名	所管課	指摘意見	備考
1 区民施設					
貸館・貸室等	1	女性情報センター	人権政策課	有り	
	2	セレモニー目黒	地域振興課	有り	
	3	住区会議室	地区サービス事務所	有り	2ヶ所
	4	勤労福祉会館	産業経済課	有り	含むスポーツ施設
	5	中小企業センター	産業経済課	有り	含むホール・ボーリング場
	6	消費生活センター	産業経済課	有り	
和館・茶室	7-1	駒場公園和館	みどりと公園課	有り	
	7-2	菅刈公園和館	みどりと公園課	有り	

区分	No	施設名	所管課	指摘意見	備考
リサイクル施設	8-1	目黒リサイクルプラザ	リサイクル担当課	有り	
	8-2	平町リサイクルプラザ	リサイクル担当課	有り	
社会教育施設	9	青少年プラザ	地域学習課	有り	
	10-1	緑が丘文化会館	地域学習課		
	10-2	清水社会教育会館	地域学習課	有り	
	11	守屋教育会館	地域学習課	有り	
2 スポーツ施設					
体育館	12-1	駒場体育館	スポーツ振興課	有り	
	12-2	区民センター体育館	スポーツ振興課	有り	
	12-3	中央体育館	スポーツ振興課	有り	
	12-4	碑文谷体育館	スポーツ振興課	有り	含む有料駐車場
	12-5	八雲体育館	スポーツ振興課	有り	
プール	13-1	駒場プール	スポーツ振興課		
	13-2	区民センタープール	スポーツ振興課	有り	
	13-3	中央地区プール	スポーツ振興課		五本木小
	13-4	西部地区プール	スポーツ振興課		緑ヶ丘小
庭球場	14-1	駒場庭球場	スポーツ振興課		内1面ゲートボール兼用
	14-2	区民センター庭球場	スポーツ振興課	有り	
	14-3	碑文谷庭球場	スポーツ振興課		
	14-4	宮前公園庭球場	スポーツ振興課		
野球場・サッカー場	15	碑文谷野球場	スポーツ振興課		
	16	砧球技場	スポーツ振興課	有り	野球場・サッカー場
その他	17	碑文谷公園ポニー	みどりと公園課		
	18	碑文谷公園ボート場	みどりと公園課		
3 文化芸術施設					
	19	美術館・区民ギャラリー	企画調整課	有り	
	20-1	パーシモンホール	企画調整課		
	20-2	中目黒GTプラザ	企画調整課	有り	
4 保養施設等					
	21	区民箱根保養所	地域振興課	有り	
	22	区民自然の村	地域振興課	有り	
	23-1	北軽井沢林間学園	地域学習課	有り	
	23-2	八ヶ岳林間学園	地域学習課	有り	
5. 駐車場・駐輪場					
	24-1	三田地区駐車場	都市整備課	有り	
	24-2	区立公共駐車場	都市整備課		
	24-3	目黒区民キャンパス駐車場	八雲中央図書館	有り	
	25-1	有料駐輪場東大前	道路管理課	有り	3施設

区分	No	施設名	所管課	指摘意見	備考
	25-2	有料駐輪場学芸大駅前東口	道路管理課	有り	
	25-3	有料駐輪場学芸大駅前西口	道路管理課	有り	2施設
	25-4	有料駐輪場中目黒駅前	道路管理課	有り	

No8-1・8-2の「目黒リサイクルプラザ」・「平町リサイクルプラザ」は、平成17年2月11日から「目黒エコプラザ」・「平町エコプラザ」にそれぞれ名称変更します。

施設の中で最も多いのは地域に密着した住区会議室等で、区内を五つのブロックに分け全体で22ヶ所と広く分布している。住区会議室は近隣住民による登録団体の使用が主であり、低料金ということもあり、昼夜間とも利用率の高いものが多い。

スポーツ施設は駒場、碑文谷、八雲等7箇所で体育館、野球場、テニスコート、サッカー場など15の施設があり、広く一般区民に利用されている。

区外の施設としては、箱根の区民保養所、信州にある区民自然の村など4つの施設を運営しているが、近年利用率は低下の傾向にある。

そのほかにも、区立美術館、優れた音響装置を備えた多目的ホール、駐車場3ヶ所・有料駐輪場4ヶ所等も設置し運営している。

これらの施設については昨今の厳しい財政状況の下、区民の福祉向上を目的としていることから採算性のみを求めるものではないが、より一層効率的で効果的な運営や維持管理の方策が求められている。施設の中には、設置後、長い年月を経過し、社会情勢や区民ニーズ等も変化しているなかで、設置の意義が薄れたり、民間施設と競合していることなどから利用率が低下している施設もある。

このような状況から利用者ニーズに即応した柔軟で弾力的な運営やコスト意識をもった時代に適応した運営のあり方が期待されている。

2 区への対応

区においても、平成13年度に事業評価制度を導入し、公の施設の管理も含めて13年度は42事業、14年度は55事業、15年度はすべての事業を対象に見直し等を図ってきている。その結果、伊東保養所（借上財産であった）のように施設の老朽化のため、平成14年度末で廃止となったものもある。

公の施設の利用についても、受付方法、受付の時期の変更等、手続きの簡素化や利便性の向上の観点から随時見直しを行っている。今後は施設予約システムの導入等を図り、利便性及び利用率の向上が望まれる。

また、区の第2次行財政改革大綱において、公の施設の管理運営の効率化ということで体育館の管理運営など、低コストで効果のあるサービス提供を目指すことなどを課題として取り上げている。施設の使用料については、「公の施設使用料の見直し方針」により3年ごとに一斉に使用料を改定することとしている。前回改定（平成10年）から3年目にあたる平成12年度には施設使用料の改定を見送っているが、その後、前回改定時の経過措置である激変緩和、時間帯別料金格差の是正等早期に実施する必要があると、改定に向けた調査を進めている。

なお、区の施策として施設の設置目的に沿った活動・利用に対する支援策として、施設使用料の減額や申込み時の優遇を行う団体登録制がある。使用料改定の検討と合わせて、この制度が有効に機能しているか、区民ニーズや利用実態を把握し、制度全般を検証する必要がある。

3 公の施設に係わる法改正

公の施設は公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的に設置されるものであり、その適正な管理を確保することが肝要である。

公の施設の管理受託者は従来、その受託主体の公共性に着目し、公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に委託先が限定されてきた。

しかし、(1)近年スポーツジム等の体育施設、集会スペース、美術館等において公的主体以外の民間主体においても、十分なサービス提供能力が認められる主体が増加してきていること。

(2)住民ニーズが多様化しており、これらに効果的・効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを活

用することが有効であることなどにより、平成15年の6月に地方自治法の一部が改正され、民間事業者による「指定管理者制度」を採ることも可能にした。

公の施設の管理に民間事業者の手法を活用することにより、管理に要する経費が縮減できること、民間経営者の発想を取り入れ、利用者に対するサービスの向上が期待できることなどが、その背景にある。区においては、今後、この法改正の趣旨及び以下の監査結果をも踏まえ、公の施設の効果的・能率的な管理及び区民サービスの向上に寄与するよう、積極的な検討が望まれる。

第3 外部監査の結果及び意見

1 区民施設（貸館・貸室）

区民施設の代表的な施設は住区会議室で区内全体に24ヶ所（分室2ヶ所）と広く設置されていて、目黒区特有の住区センター内にある。和室を含む複数の会議室があり、なかには料理学習室・レクリエーションホール等がある住区センターもある。地域の活動団体として登録しておくことで低料金で使用できることから、区民に幅広く利用されている。（登録団体の利用は7割を超えており、住区地区により85%を超えている。）また、管理使用料の徴収事務等についても住民の組織であるその地区の住区住民会議に委託されている。

貸室・貸館はこの他にも、女性情報センター、勤労福祉会館、中小企業センター、リサイクルプラザ、公園の中にある和館、社会教育会館等多数の施設の中に設けられている。問題点は次のとおりである。

No1 女性情報センター

No9 青少年プラザ

「女性情報センター」は、平成15年11月1日から「男女平等・共同参画センター」に名称変更しました。

【概要】

- 設置目的 (1) 男女平等を推進し、女性問題に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供することにより、女性問題の解決に資するため
(2) 青少年の自主的な社会活動を通して、青少年の健全な育成を図るため
- 所在地 東京都目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒スクエア内
- 開設 平成4年7月14日
- 施設概要 (1) 資料室、資料室開架書庫、談話・交流コーナー、会議室（定員42名）、研修室（定員20名）、保育室（定員8名）相談室2、印刷コーナー
(2) 美術室（定員40名）、和室（定員17から24名）4室、会議室（定員20名）、調理室（定員55名）、レクリエーションホール（定員65名）2室、視聴覚室（定員30名）、音楽室（定員10名）、暗室（定員3名）

【問題点1】

女性情報センターは青少年プラザ・児童館・住区センターとの複合施設であるが、施設内でリソグラフのコピー料金に差がある（女性情報センターは無料。青少プラザは1枚1.5円）。

【意見】

コピー料金については、同一施設内で整合性をとることが望ましい。また、利用者向けのリソグラフについてはそれぞれの施設で保有するよりも施設間で共有すればリソグラフ台数の削減及び管理コストの削減が期待できる。

【問題点2】

中目黒スクエア内には女性情報センター（8から9階）と青少年プラザ（4から7階）が開設されており、いずれも会議室の貸出し等を主な業務の一つとしている。現在施設の電気料の支払い、清掃経費等の管理経費については女性情報センターで一本化しているが、会議室の受付、使用料の徴収、還付等はそれぞれ個別に行っている。

【意見】

現在、1階にて総合案内の窓口業務は共通で行っている。この窓口業務は単なる案内業務のみで会議室の受付等は行っていないし、利用者は固定化していることを考慮すると有効に機能しているとは思えない。会議室の受付業務等についても一本化するか、現在の案内業務の見直しを検討し、事務の効率化を推し進められたい。

No2 セレモニー目黒

【概要】

設置目的 区民に葬儀の場を提供することにより、区民の福祉の増進を図るために設置した。対象は区内に住所

がある者の葬儀及び区内に住所がある者が主宰者として葬儀をする者である。

所在地 東京都目黒区八雲一丁目1番9号
 開設 平成12年12月
 施設概要 式場 77平方メートル 42席
 洋室 41平方メートル 30名程度
 和室 16平方メートル 2部屋（6畳、3畳）
 他に駐車場20台（無料）

【問題点】

区民にとっては、自宅に替わる身近な葬儀の場として交通の便もよく、地域住民へも配慮しつつ区民の公の施設としてよく便宜が図られている。

しかし、葬儀が執り行われるときに、利用の注意として看板の設置や道順表示の張り紙が目黒通り交差点外2ヶ所に制限されていることを考慮するとしても、駅から会場までの道順の案内表示が少ないといえる。

また、施設の業務委託については、現在の業者がこのような施設の運営管理について知悉していること、また、入札が不調になったこともあり随意契約となっている。しかし、その見積書については「1式」1,326万余円となっており、その費用の積算見積り内訳を示すものがとられていない。

【意見】

広く区民に利用の広報を図るとともに、会場までの道順案内について検討されたい。

また、業務委託費については、委託会社の計算書類を入手し、費用の積算について明確にすべきである。

No3 住区会議室

【概要】

(表2) 施設概要

住区名	第1 会議室	第2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	レクホール	料理学習室	音楽室	休館日
駒場	22	24	*21	*13						火
菅刈	19	18	*21	16	20	43	78	31		第2・4日
東山	25	23	22	*17			83			月
烏森	35	24	*17					28		月
中目黒	35	14	14	*24	84	53				月
田道	*28	39	41							第1・3日
三田分室	20	19	*29				71	12		第2・4・5日
下目黒	33	24	16	*22			81			火
不動	20	19	17	*16						月
上目黒	47	21	22	*34			87	32	48	第1・3月
油面	27	27	*30							月
五本木	17	25	*25							日
鷹番	23	*11	21	22			86			月
月光原	28	35	*17							月
向原	18	18	*23							第1・3月
碑	28	29	30	*20						月
原町	28	38	*20	*22						月
大岡山東	22	29	22	*19				41		月

住区名	第1 会議室	第2 会議室	第3 会議室	第4 会議室	第5 会議室	第6 会議室	レクホール	料理学習室	音楽室	休館日
大岡山西	20	*18	*18	*18			48			木
中根	33	31	*31				97			火
自由が丘	32	22	*22							日・祝
宮前分室	*24	29								日・祝
東根	*24	21	24				77	27		第2・4・5日
八雲	22	35	22	*20				29		月

(注)数字は定員数、*印は和室

【問題点1】

住区会議室等の中には、料理学習室が7ヶ所設置されているが他の施設と比べると全体的に利用率が低い状況にある。平成14年度の料理学習室のある住区会議室の利用実績をみると料理学習室は平均で24.1%、その他の会議室の利用率は60.5%と大きな差がある。

【意見】

時代の変遷に伴い住区での料理学習室の設置意義は設置当初に比べて薄れてきている。時代の要請に合わせ利用率の高いレクレーション室等への改装を検討するべきであると考えている。

【問題点2】

住区会議室の備品（特殊器具）としてテープレコーダー（1台1回300円）、ビデオ（1台1回1,500円）ガス炊飯器（1台1回50円）等が置かれているが、利用があまりない上、使用料の設定自体が時代の要求と乖離している。

【意見】

ホール等と異なり利用の形態に限られる集会室では、特殊器具として使用料を設定する必要はないのではないか。最近の取得価格により使用料を算定しても僅かな額にしかならない。外部監査実施後の平成15年11月に一部の貸出し用の備品について規則の改定が行われている。今後も施設使用料の見直しを含めて、貸出し用備品の範囲、使用料の計算方法等、全体的な見直しを進めるよう考慮されたい。

【問題点3】

住区住民会議へ管理運営委託をしており、年1回事務処理等についての所管課による会計検査を実施しているが、検査期間に空白がある。（検査対象期間が、4月1日から1月31日までとなっており、毎年2月、3月が対象となっていない）

【意見】

対象期間については現在までは特に問題はなかったとのことであるが、すべての期間を検査対象とする必要がある。

【問題点4】

不動産住区については立地条件が悪く、建物の老朽化もあり、かなり利用率が低い。

【意見】

他の住区に比べて極端に利用率が低い状況である。管理コストに関しては他の住区とほぼ変わらないため、かなり効率が悪い状況となっている。

区民と行政との協働のあり方を含め、地域活動の活発化を図り、利用率の向上につなげる方策について検討されたい。

№4 勤労福祉会館

【概要】

設置目的 中小企業に働く勤労者の文化・教養及び福祉の向上を目的とする。
 所在地 東京都目黒区目黒二丁目4番36号 区民センター内
 開設 昭和54年10月
 施設概要 洋室（定員12名）、洋室（定員22名）、和室（定員20名）、サークル室（定員40名）、トレーニング室、卓球場、洋弓場、ボウリング場

【問題点1】

元々は東京都の施設であった。都の施設であった時の名残から、区民センター内の中小企業センター・消費生活センターとの間で、申込み手続き・閉館時間などに微妙な違いがある。

	勤労福祉会館	中小企業センター
閉館時間	午後9時30分	午後9時
申し込み手続き	2ヶ月前から	6ヶ月前から

【意見】

区の施設になってかなりの年数を経過しており、都が管理していた時代のやり方を続ける必要はないと思える。複合施設でもあり、閉館時間が違うことにより、光熱水費等にも無駄が生じているものと考えられる。施設管理の統一化を図りたい。

【問題点2】

ボウリング場を経営しているが、採算としてはかなりの赤字である。また、設備が老朽化してきており、点数の記入システム等機械の更新が近いうちに必要になる。

【意見】

全国的に見ても現在は公営のボウリング場はかなり珍しいものであり、料金は民間の施設と比較してかなり安い料金設定である。ただ、近隣には民営のボウリング施設があり、区として赤字を出してまで運営を続ける意義は低いものと考えられる。また、設備の更新時には多額の資金が必要になることもあり、今後の財政負担等も勘案し存廃を含めて見直しをする良い時期であると思われる。

【問題点3】

トレーニング室等があるが、区民センター内にも体育館があり、複合施設内で設備が重複している。

【意見】

体育館とは別にトレーニング場を持つことの意義について再検討されたい。

No5 中小企業センター

【概要】

設置目的 区内の中小企業振興に資するため
 所在地 東京都目黒区目黒二丁目4番36号 区民センター内
 開設 昭和49年7月
 施設概要 集会室（定員48名）、集会室（定員24名）会議室（定員50名）、区民センターホール（舞台：間口14.4メートル、奥行5メートル、高さ5.65メートル）（客席：固定席417席、車椅子4台分）

【問題点】

消費生活センター、勤労福祉会館とともに区民センター内の複合施設であり、それぞれが貸室を持っているが、利用者からするとそれほど意識して使い分けしていることはないと思われる。

【意見】

各施設の管理所管の執行体制を見直し管理業務の簡素化を図りたい。なお、将来的には産業振興に関する施設として統合するなどを検討する必要がある。

N o 6 消費生活センター

【概要】

設置目的 区民の消費生活の安定および向上を図る。
所在地 東京都目黒区目黒二丁目4番36号 区民センター内
開設 昭和49年7月
施設概要 会議室（平成15年2月閉鎖）、研修室（定員24名）

【問題点】

貸室があるが、年間を通じて利用率は全般的に低く、有料の利用についての年間の収入は約4万円と僅かである。

【意見】

区民センター内の他の施設との収入現金管理事務を統合することにより管理コストの削減が図れるのではないかと。また、この貸室は1階の利用がしやすい場所にあることからより積極的にPR等を行い利用の拡大に努めるべきである。

N o 7-1 駒場公園和館

【概要】

設置目的 区民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与するため。茶道・華道・句会等の趣味的な集いの利用に設置した。
所在地 東京都目黒区駒場四丁目3番55号
開設 昭和50年4月
施設概要 広間（無料）を挟んだ茶室と和室
委託団体 シルバー人材センター

【問題点1】

駒場公園内にある加賀藩の前田邸であった国有財産を都から無償で移管された。この昭和初期に建設された洋館と和館の1階を無料開放している。

この和館の1階のうち、庭園を観光できる無料開放分の大広間を挟んで、茶室（4畳半）と和室（10畳）が有料使用となっている。しかし、大広間が茶室の利用者の待機場所となる場合に無料来館者と同時利用することになる。

【意見】

現在、和館の2階部分が未利用となっており、2階の利用方法を検討中とのことであるが、茶室の利用との関係で利用者の便宜を図るべく総合的に見直すべきである。

このためにも、利用者のアンケートをとっていないので、アンケート等により利用者の評価・意見等をもとに、改善に役立てられたい。

【問題点2】

使用料の収納について市販の領収書を使用し発行している。

【意見】

公金の収納について市販の領収書を使用するのは手続きとして不適切である。

N o 7-2 菅刈公園和館

【概要】

設置目的 区民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与するため。西郷従道の庭園の復原と和館を建設し、茶道・花道・句会をおこなう区民の利用を図るため設置した。
所在地 東京都目黒区青葉台二丁目11番25号
開設 平成13年5月

施設概要 15畳と18畳の2和室
無料施設として西郷従道の展示室、展望室

【問題点】

管理方式は、住区住民会議と同じ方式で、住民の組織体の特定非営利法人 菅刈ネット21に業務委託を行っており、収納業務は駒場公園和館と同じように委託団体が行っている。

しかし、設置管理条例には、団体名の記載が駒場公園和館にはあるが、菅刈公園和館にはない。利用申込申請書は、業務委託団体に使用ナンバー連番を付して交付すべきであるがこれがなく、管理委託団体が、申込者の使用時にナンバーを記載している。また、出納簿について管理責任者の承認印がない。

この和館は建設後まもなく新しいが、利用率が駒場の和館の平均18.0%と比較すると7.3%と異常に低い。しかも利用者のアンケート等をとっていない。

【意見】

NPO法人などのボランティア団体の活動により、公の施設の運営を行い地域の文化活動の発展を図ることは意義のあるものとするが、利用料の収納業務の委託と管理委託について公共的団体の位置づけを明確にされたい。

管理委託団体の公金の管理手続きについて適切な指導を行われたい。

アンケート等による利用者の評価・意見等をもとに、利用時間や区民への広報を見直されたい。

No8-1 目黒リサイクルプラザ

No8-2 平町リサイクルプラザ

「目黒リサイクルプラザ」・「平町リサイクルプラザ」は、平成17年2月11日から「目黒エコプラザ」・「平町エコプラザ」にそれぞれ名称変更します。

【概要】

所在地 (1) 東京都目黒区目黒一丁目25番26号 田道ふれあい館内
(2) 東京都目黒区平町一丁目5番3号

開設 (1) 平成5年4月
(2) 平成10年8月

施設概要 (1) リサイクル情報室、リサイクルプラザ活動室(定員60人)
(2) リサイクル情報室、リサイクルプラザ活動室 2室(第1 定員30人、第2 定員30人)

【問題点1】

貸室の利用率が2施設とも下表のように毎年かなり低く、しかも利用の内訳をみると行政使用によるものが全体の7割以上を占めており、有料の使用はほとんどない状況である。

また、この会議室については有料で一般の利用もできるが、十分に周知されていない。

区分	平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	利用可能数	利用数	利用率 %	利用可能数	利用数	利用率 %	利用可能数	利用数	利用率 %
目黒活動室	888	203	22.86	876	185	21.12	888	248	27.93
平町活動室	1,104	238	21.56	1,192	211	17.70	1,184	255	21.54

【意見】

PR方法等について再検討し、貸室の有効利用が望まれる。ただ実際には、利用率を上げるのはかなり困難なことの印象を受ける。リサイクル活動団体については活動目的に沿って施設の登録団体とすれば、優先的に低廉な料金での使用ができることを周知すべきである。

また、一般利用についても周知を図り、施設全体の利用率の向上に努められたい。

【問題点2】

両施設に設置されている備品にはスライド映写機、ビデオテープレコーダー、オーバーヘッドプロジェクター等

利用頻度の低いもの、時代遅れになった備品がある。

【意見】

利用頻度の低い備品、時代遅れの備品については、入れ替えを検討する必要がある。管理コストを考えると、無料にしても構わない備品もあるように思える。また、利用頻度が低いにもかかわらず修繕費が発生する備品については廃棄処分を検討されたい。

【問題点3】

利用申請書を閲覧したところ同一番号のものがあつた。

【意見】

利用申請書は収入金額との整合性をチェックするための重要な資料であり、収入金額の合計を把握するために、連番管理は重要な意味を持つ。前もって連番を付しておき、連番管理を徹底するべきである。

N o 9 青少年プラザ

【概要】

設置目的 青少年の自主的な社会活動を通じて、青少年の健全な育成を図るため
所在地 東京都目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒スクエア内
開設 平成4年7月
施設概要 美術室（定員40名）、クラブ室（定員40名）、情報コーナー（定員30名）、和室4室（合計定員81名）、会議室（定員20名）、調理室（定員55名）、レクリエーションホール2室（合計定員130名）、視聴覚室（定員30名）、暗室（定員3名）、音楽室（定員10名）、シャワー室（定員13名）

【問題点】

施設使用料留置金は釣銭用として2万円に設定されているが、日常業務の中で2万円分の小銭では不足が生じることがあり、職員個人の両替でまかなう場合がある。

【意見】

業務上の金銭と、個人の金銭は明確に区別する必要がある。たとえ一時的なものであっても個人の両替が頻繁に発生する状況は問題である。留置金の増額申請をする必要がある。

N o 10-2 清水社会教育会館

【概要】

設置目的 地域の生活に即した社会教育活動をとおして区民の教養・情操を高め、生活文化の向上に資するため。社会教育団体、区民の会議・学習会等のために設置した。
所在地 東京都目黒区目黒本町一丁目14番1号
開設 昭和46年4月
施設概要 6研修室

【問題点】

この施設は旧庁舎の売却後のマンション施設に移転を予定していることから、各施設は老朽化しているが修繕が後回しになっている。

利用申請書は2枚複写になっているが、区が申請書N o 128の施設利用料の記載金額について500円のところを800円と記載を誤り、下部分にある領収書（控）も同じく誤って記載したので、別紙の申請書に同一N o 128を付して、この領収書部分を交付し、この領収書控を保存している。このためN o 128の申請書が2枚存在することになる。

【意見】

老朽施設であるので施設の管理面での安全管理に留意されたい。

また、利用申請書については連番を付し、書き損じた場合は利用者に再度書き直しをお願いし、書き損じのものは別途保管しておくべきである。

N o 1 1 守屋教育会館

【概要】

設置目的 区の学校教育を振興し、あわせて社会教育の発展に資するため。従来学校教育の研修施設であるが、現在教育研究所と併設され、6 研修室を社会教育団体の利用に供している。

所在地 東京都目黒区五本木二丁目 2 0 番 1 7 号

開設 昭和 4 6 年 4 月

施設概要 6 研修室

【問題点】

目黒区小中学校の自主教頭会が、申請責任者目黒区立第十一中学校の A 氏を介して 1 4 年 4 月 2 3 日 (火) から 9 月 1 2 日 (木) までの期間 3 室の研修室の利用申請がなされたが、申請書は、1 4 年 4 月 3 0 日になっている。申請日が利用日より遅いのみならず、本来申請は利用日の 3 日前までに申請すべきことになっている。

【意見】

申請手続きについては適切に行われたい。

2 スポーツ施設

区内には区民のスポーツ振興の中心として5ヶ所の体育館が設置されており、プール、野球場、庭球場等とあわせ設けられているものが多い。その利用形態は誰でも自由に参加できる一般公開と貸し切り利用とがある。隣接の世田谷区には砧野球場（6面）とサッカー場（2面）がある。また、区内小学校の屋内プール等も一部は区民に有料で開放されている。問題点は次のとおりである。

№12-1 駒場体育館

【概要】

設置目的 区民のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため。
所在地 東京都目黒区駒場二丁目19番39号
開設 昭和61年6月
施設概要 庭球場3面、庭球・ゲートボール兼用コート1面、体育館、屋内温水プール、トレーニング室

【問題点】

女性情報センターは青少年プラザ・児童館・住区センターとの複合施設であるが、施設内でリソグラフのコピー料金に差がある（女性情報センターは無料。青少プラザは1枚1.5円）。

【意見】

年間約111万円を支払っているわりには有効に機能しているとは思えない。トレーニング室の利用者は多いことから、より有効な制度運用を検討するなり、あるいは廃止の方向も含めて見直しをするべきである。

№12-2 区民センター体育館

№13-2 プール

№14-2 庭球場

【概要】

設置目的 区民のスポーツレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため。
所在地 東京都目黒区目黒二丁目4番36号
開設 昭和49年3月
施設概要 体育館
プール 屋内温水プール・屋外プール（夏）・幼児プール（夏）
庭球場 2面

【問題点】

区民センターは昭和49年3月に体育館、プール、庭球場を含む区立の各施設と都立勤労福祉会館が併設された施設で、後に都立勤労福祉会館が区に移管されたものである。

利用料金についてみると、個人の利用については区内居住者と区外居住者の間に料金の差はないが、団体利用料金は、区内の利用者は区外の利用者の2分の1としており優遇している。

駐車場の利用可能台数は50台であるが現在無料となっている。

テニスコートは目黒川側のコートが地盤の低下によりひびがはいり、コートの表面がはがれている。また、ナイター設備がないために、11月15日から1月31日は午後4時までの使用となっている。

【意見】

都市部にある公の施設として利用状況は、100%に近いことも鑑みれば、団体利用料金の料金格差については見直すべきであるとする。また、駐車場は他の施設についても有料化を検討中とのことであるが、所管課と協議し合わせて見直しをされたい。

テニスコートの利用者のことを考慮すれば、早期に補修するとともに、ナイター設備の導入なども検討し、利用の便宜を図られたい。

また、この区民センター体育館施設は、スポーツ振興課の所管であるが、産業経済課担当の中小企業センター施

設のボウリング場、及び勤労福祉会館施設のトレーニング室・洋弓場・卓球室と並存している。これらは、類似施設であり、過去に一元化について検討した経緯があるが、設置目的等にとらわれず統合について再度検討されたい。

N o 1 2 - 3 中央体育館

【概要】

設置目的 区民のスポーツレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため。
所在地 東京都目黒区目黒本町五丁目2番8号
開設 昭和43年2月1日
施設概要 競技場、観客席、トレーニング室、エアライフル場、柔道場、剣道場、弓道場

【問題点1】

建設から35年経過している施設である。スタンドの端で雨漏りが発生している。

【意見】

かなり年数の経過している施設であるが、耐震等の安全性については問題ないとのこと。既存設備については予算の問題もあり、修繕費予算を計上することは難しいとは思えるが、雨漏りを放置しておくのは設備の老朽化を早める結果となると思われる。安全性の観点からも早期に修繕を実施すべきではないか。

【問題点2】

備品台帳を閲覧したところ宮前公園庭球場へ移管した備品が記載されていた。

【意見】

速やかに移管の手続きを行う必要がある。備品については点数も多いことから管理業務には時間を要するとは思えるが、安全性も含めて備品の管理を徹底する必要があると思われる。

【問題点3】

出納管理業務については管理団体に委託しているが、使用料還付の業務については委託できない業務であるため、夜間の還付を行えない状態である。

【意見】

利用者の便宜を考慮すると、還付については振込みにするとか、次回の使用に充てるとか還付の方法を検討されたい。

N o 1 2 - 4 碑文谷体育館

【概要】

設置目的 区民のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与する。
所在地 東京都目黒区碑文谷六丁目1番43号
開設 平成13年4月
施設概要 野球場1面、庭球場6面、体育館（3階建）

【問題点1】

碑文谷体育館には各種の会合に利用できる会議室（155.4平方メートル）とミーティングルーム（47.5平方メートル）が2部屋ある。現在のところスポーツ団体、施設の利用者等に無料で貸しているが積極的にPRをしていないため利用の状況は低調である。

【意見】

体育館の会議室の設置目的はスポーツ団体の打合せ等に使用することで、団体の育成支援を行い、スポーツ振興を図るために無料で、かつ利用団体を制限している。しかし、施設の規模・内容からして有料化も視野に入れ、広く一般に貸し出し、利用率の向上を図ることを考慮されたい。

【問題点2】

碑文谷体育館では夏場の一定期間（15日間）に隣接している日大屋外プールを借上げて（年間の費用 約150万円）、無料で開放している。このようなスポーツ施設は通常有料であるのに、無料で開放しているのは他との均衡を欠くものである。

【意見】

他の区営のプールは有料であることを考慮すると有料化を検討すべきである。

なお、近くにある（徒歩5分程度）区立五本木小学校のプールが碑文谷体育館の管轄下で、通年で一般に有料で開放されていることを考えると、借上げの中止もあわせ検討することが望まれる。

№12-5 八雲体育館

【概要】

設置目的 区民のスポーツ、レクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため。
所在地 東京都目黒区八雲一丁目1番1号
開設 平成14年7月
施設概要 体育館、トレーニング室

【問題点】

体育館は新しく開設された施設であるため利用率が高く、健康体力相談事業についても1日平均4人と好評である。

物品・備品の館外施設への貸出しも行っているが、この台帳がなく返却等についてルールが定められていない。

【意見】

利用率は高いが、目黒区民キャンパスへの道順表示を適切に行い、各施設についての広報についても検討されたい。

また、体育館の物品備品台帳の貸出しについて規程を定め、毎期末に棚卸を行われたい。

№16 砧球技場

【概要】

設置目的 区民のスポーツレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため。
所在地 東京都世田谷区喜多見一丁目12番2号
開設 昭和43年6月1日
施設概要 野球場6面、サッカー場2面

【問題点】

砧球技場が設置されている河川敷には渋谷区ほかの類似施設があるが、下記事例のように渋谷区に比べて利用料金が半額以下と低く設定されている。

(表4)

区名	利用料	備考
目黒区	1,200円	休日、区民団体、2時間あたりの金額
渋谷区	2,700円	

【意見】

利用料算定方法については各区でそれぞれの方法があるが、当該施設については、他区の施設と内容的に大きな差があるわけではないので、渋谷区との比較において若干の値上げを検討してはどうか。

3 文化芸術施設

区民センター内には内外の多様な美術の展開を紹介する美術館と区民の作品発表の場としての区民ギャラリーがあり区民に親しまれている。美術館の運営は利用率もさることながら、観客の多寡が施設の運営管理に大きなウエイトを占める。それには集客力のある良い企画展を催すことが重要である。

また、中目黒駅前にはG Tプラザホール、都立大跡地の区民キャンパス内にはめぐろパーシモンホールが各種の付帯施設とともに音響効果の良い施設として広く利用されている。これらの施設はいずれも財団法人目黒区芸術文化振興財団により運営されている。問題点は次のとおりである。

N o 1 9 美術館・区民ギャラリー

【概要】

設置目的	区における美術の振興を図り、教育および文化の向上に資するため。美術品・資料の収集と展覧会の開催及び教育普及と調査研究のため設置した。
所在地	東京都目黒区目黒二丁目4番36号
開設	昭和62年11月
施設概要	展示室 748平方メートル 区民ギャラリー 592平方メートル

【問題点1】 無料券の発行について

- (1) 招待無料の人数の割合は以下のようになっており、相対的に多いのみならず、ばらつきが大きい。

(表5) 無料招待券の発行割合

展示会名	招待	ギャラリーツアー	計
第39回朝日陶芸展	60.6%	—	60.6%
第12回染・清流展	43.6%	—	43.6%
細密版画の魅力展	14.7%	12.6%	27.3%
日比野克彦展	30.1%	7.3%	37.4%

- (2) 小中学生は毎週土曜日の入館を無料としている。これは目黒区美術館条例第9条第5号の観覧料等の免除・減免規定における「目黒区教育委員会が必要があると認めるとき」に該当し、区のこどもサポートプランの一環として実施している。

なお、この同条第1号には「教育課程に基づく教育活動」に該当するものとして上記表のギャラリーツアーがある。

【意見】

- (1) 無料券の発行については、共催団体との関係もあるが一定の発行ルールを設定し無制限にならないようにされたい。
- (2) 美術館は教育委員会の管轄になっており、他の自治体でも学校教育のために便宜をはかり、土曜日の休日化に伴い無料観覧等により芸術への理解の誘引施策をおこなっているものとする。しかし、公の施設の財政運営を確実に評価するために、ギャラリーツアーのように教育課程（授業）に組み込んだ場合は、各学校費で予算化しこれを執行して規定どおりの観覧料を収納することを検討されたい。

土曜日の観覧については、各学校への広報とともに無料券を有効に利用し積極的に美術館へ来館を図る等の方策を検討されたい。

【問題点2】 利用面について

目黒駅から美術館までの道順案内がすくない。利用者の便宜を考慮すれば、区外とはいえ目黒駅周辺に案内板あるいは広報板等を設置して来館者の拡大を図るべきである。

また、アンケート調査を行っているが、その内容は以下のようになっている。

- (1) 居住区域
- (2) 来館の回数
- (3) 来館経路
- (4) 展覧会を何で知ったのか情報媒体
- (5) よく読む新聞や雑誌
- (6) 展覧会の感想（非常に良かった、良かった、良くなかった）とその理由
- (7) 性別と年齢

【意見】

美術館の利用向上を目的とするには、実施したテーマについての評価、展覧してもらいたいものなどについて学芸員のキュレーターとしての機能を果たしつつ、区民あるいは都民の美術館に対する理解と再来館を確保するためになるようなアンケートを継続的に実施するよう。また、案内板等の設置についても総合的な見地から検討されたい。

【問題点3】 管理手続きについて

(1) 区民ギャラリーの使用手続きについて、区民生活産業経済課・中小企業センターが区民ギャラリーを商工祭りの一環として「第12回目黒区勤労者美術展」のために使用申請書を平成13年10月11日付けで提出し、行政目的のために観覧料減免承認書の控えによると13年10月3日に受けている。

しかし、第36回目黒区文化祭目黒区民の華道展茶会については観覧料減免承認書の控えがない。またこの施設利用申請書にはNOに連番がない。

(2) つり銭について管理受託団体の目黒区芸術文化振興財団が負担している。

【意見】

観覧料減免承認書は本来、使用申請書の以後にあるべきものである。また、減免承認書は相手に渡すために、控えがないとのことであるが、控えを残すか、承認の通知を美術館の管理受託団体である財団法人目黒区芸術文化団体振興財団に通知を行うべきである。また連番管理を行うべきである。

なお、つり銭は本来留め置き金として前渡金支給すべきであるので見直されたい。

N o 2 0 - 2 中目黒G T プラザホール

【概要】

設置目的 区における芸術文化の振興を図り、もって区民生活の向上に資するため。芸術活動のために、音響照明機器を備えた多目的ホールを中目黒駅前再開発地に設置した。

所在地 東京都目黒区上目黒二丁目1番3号

開設 平成14年6月

施設概要 ホール160平方メートル

委託団体 財団法人目黒区芸術文化振興財団

【問題点】

G T ホールの使用料の調定は、受付管理者が収入簿をつけて、其の日の収入金額を銀行に預け入れ、その「使用申請書」が区の交換便により目黒区芸術文化振興財団の本部に届いたときに、本部がこの「申請書」をもとに当該預金口座より引出すことをもって行われている。

しかし、交換便が定期的に来ないので預け入れは規則的に行われているが、引出しは7月を例にとると次のように不規則となっている。

また、残高が18,400円常にあり、引き落とされていない。

(表7) 預金口座の引出記録

引出し日	預け入れ日	引出金額
7月1日(火)	6月26日(木)から6月27日(金)まで	68,600円
7月4日(金)	6月30日(月)から7月2日(水)まで	56,400円

7月9日(水)	7月3日(木)から7月8日(火)まで	132,550 円
7月17日(木)	7月9日(水)から7月16日(水)まで	126,500 円
7月24日(木)	7月17日(木)から7月23日(水)まで	129,000 円
7月29日(火)	7月24日(木)から7月25日(金)まで	42,800 円
7月30日(水)	7月28日(月)から7月30日(水)まで	99,800 円

【意見】

調定手続きの本来の趣旨は公金の適切な収納であり、交換便の遅れに左右されるべきものではないので、規則的に引出し18,400円を含めて、調定残高が残らないように手続きを見直されたい。

4 保養施設等

区民のための保養施設として箱根の上強羅に直営の保養所があり、運営管理は民間委託により行っている。また、共同生活・野外活動等を行う場として長野県に区民自然の村が設けられている。この他に学校行事として利用されていない期間に2ヶ所の林間学園が区民の利用に供されている。問題点は次のとおりである。

№21 区民箱根保養所

【概要】

設置目的 温泉入浴ができる、宿泊保養施設として区民が心身の豊かさを創造し健康増進に寄与するため、安い料金で安心して宿泊できる直営保養所を区民に提供する。

所在地 神奈川県足柄下郡箱根町

開設 昭和53年7月

施設概要 和室10畳24室、洋室2室

【問題点1】

箱根保養所には2階と3階に管理用として、他の部屋と同じつくりの10畳(2階)と8畳(3階)の部屋があるが、一般には通常貸出しを行っていない。ドアで間仕切りされ多少の不便さは感じられるが他の部屋と同様に貸出しが可能な状態であるため、使用されていないのは適切を欠くものである。

【意見】

貸出しをしていないため、利用率算出の分母にもカウントされていない。土日や繁忙期等の満室状態が続く場合は、貸出しされないのは適当でない。このような場合は積極的に区民に貸出しをするべきである。

【問題点2】

年末年始の休業日が正月は1月4日から6日まで、年末は12月28日から30日までとなっている。また、毎月第3木曜日とその翌日金曜日が休業日となっていること。

【意見】

近年利用者が多い年末年始については開業日とし、閑散期に休業日を設定することを検討されたい。また、週末の金曜日は土曜日とあわせて利用する機会が多いと思われるので、開業日とし、休業日は他の曜日に変更してはどうか。

(注) この点は監査日以降の平成15年11月に条例改正案を提出議決された。その内容は定休日を第3水曜日とその翌日に改め、年末年始の12月28日から30日と1月4日から6日までは開業するよう改めた。

【問題点3】

区の職員を1名置いて利用申請の受付承認事務、現金の取扱、施設責任者としての各種の連絡調整を行っているが、その必要性はあまりないのではないか。

【意見】

現地採用職員であるため、直近には無理であろうが、将来的には廃止し、全面的に委託をすることを課題とされたい。

№22 区民自然の村

※ 区民自然の村は、平成17年4月1日をもって廃止されます。

【概要】

設置目的 豊かな自然環境の中で、共同生活・野外活動等を行う場として、青少年の健全育成及び区民の健康増進に寄与するため、低廉な料金で安心して活動等が出来る施設を区民に提供する。

所在地 長野県小県郡和田村

開設 平成元年7月

施設概要 本館(和室10畳8室、和室6畳1室)、ロッジ7棟(和室6畳から10畳ベッド付3棟)、

テント15張、収容定員162名

【問題点】

区民自然の村（昭和61年から平成元年にかけ開設）は本館、ロッジ、テント等からなる施設である。しかし、交通の便が悪く、施設の老朽化等により利用者は年々低下の傾向にあり、平成14年度はピーク時（平成3年5,434名）の半以下（2,411名）に落ち込んでいる。年間の利用率も平均すると約2割程度と低調である。

開設期間は4月下旬から10月上旬までであるが、利用者の8割は夏場に集中している。団体の利用者は限られており、個人の利用も少なくなっており、今後の利用客増は望めない状況にある。

土地は国有地で林野庁が管理しており、毎年約240万円の地代を支払っているほか、施設運営の委託料等で年間3,300万円近くの費用がかかっている。

【意見】

施設の廃止にあたっては解体工事費（約1億5,500万円）、国との協議、原状回復義務等さまざまな問題がある。しかし、今後は修繕費等の維持管理費が年々増加していくことが推定される。よって、ここはいわゆる損切りの視点から早めに廃止の方向で検討すべきであると思われる。

また、このような施設は利用層に限られるため、ひとつの区で維持していくには種々の困難がある。近隣区との合同の運営も視野に入れた方策もあわせ検討されたい。

N o 2 3 - 1 北軽井沢林間学園

【概要】

設置目的 区立学校の児童・生徒等の健康教育及び学習指導の充実と区内の青少年の健全育成活動に寄与するため。

所在地 群馬県吾妻郡長野原町

開設 昭和45年5月

施設概要 鉄筋コンクリート3階建、宿泊室18室、収容定員320人

【問題点】

北軽井沢林間学園は区立小学校が春・秋の移動教室及び夏の林間学園で使用している期間を除いては区民のレクリエーション活動等に利用できる施設である。

施設は12月1日から翌年3月末までは寒冷地のため休園しているが、その間の電気使用量は毎月4,000キロワット時を（金額で見ると毎月11万円以上）超えている。

また、電気料金の使用以前の問題として、平成14年9月、10月の利用者は2名、11月から7月までの間は学校関係者の利用も含め、全くいない状態である。

【意見】

電気の使用実態を調査することにより、基本電気料を含め、使用料の節減が可能と思われる。

なお、休園期間中にも管理人を常駐させているが、管理については巡回点検に切り替え、経費の節減を図られたい。

また、夏場以外は利用者が少ない状況からして、開園しておくべきか否か施設の存続を含めて検討すべきものと思われる。

N o 2 3 - 2 八ヶ岳林間学園

【概要】

設置目的 区立学校の児童・生徒等の健康教育及び学習指導の充実と区内の青少年の健全育成活動に寄与するため。

所在地 山梨県北巨摩郡高根町

開設 昭和35年7月

施設概要 鉄筋コンクリート2階 宿泊室31室、体育館、テニスコート

※ 山梨県北巨摩郡高根町は、周辺町村との合併により、平成16年11月1日から山梨県北杜市になります。

【問題点】

標高1,358メートルという高原地帯にあるため、平成14年度の一般区民利用実績は、冬場の1月から4月にかけて毎月15名以下と少ない。この間、テニスコートは霜のため利用できず、利用者の大半は施設利用ではなく、泊まり目的の登山、スキー等の利用である。

【意見】

冬期の利用者が少ない時期については、北軽井沢林間学園と同様に施設を閉鎖して各種経費の節減を図ることも検討されたい。ちなみに、この時期の電気料をみると、毎月15万円以上かかっている、単純に計算しても電気代だけでこの間の利用者1人あたり1万円の経費がかかっている。

5 駐車場・駐輪場

区営の駐車場として三田地区ほか2ヶ所に有料の公共駐車場が設置されており、目黒区住宅・街づくりセンターへ委託されている。中央町の駐車場は平成14年12月に売却され廃止されている。区民キャンパスには付帯施設として地下1階に60台が収容できる有料の駐車場がある。

放置自転車を除去するための、駐輪場は条例に基づく有料駐輪場が3地区に7ヶ所、要綱に基づく登録制の自転車置場が5地区に12ヶ所おかれている。いずれも区内の駅周辺で自転車などの放置禁止区域に指定されている場所に設置されている。問題点は次のとおりである。

N o 2 4 区営有料駐車場

【概要】

設置目的	道路の安全かつ円滑な利用を図り、区民の生活環境の向上に資することを目的に、有料公共駐車場を設置し運営管理を行う。
所在地	(1)目黒区三田一丁目、(2)中央町二丁目、(3)中町二丁目
開設	(1)平成7年3月、(2)平成9年11月、(3)平成13年4月
施設概要	(1)機械式(有人管理)34台、(2)平面機械式(無人)14台、(3)平面機械式(無人)20台

【問題点】

区には三田地区ほか2ヶ所(中央町二丁目は平成14年12月に区庁舎売却に伴い廃止)に区営有料駐車場が設置運営されているが、その利用案内が区民向けの広報誌「目黒区くらしのガイド」に掲載されていない。

【意見】

他の公の施設についてはなんらかの形で掲載されていることから、「目黒区くらしのガイド」の次回発行の際には掲載し、区民等に周知を図るとともに、利用率の向上に努められたい。

N o 2 4 - 1 区営三田地区駐車場

【概要】

設置目的	三田地区及びその周辺地域の道路交通の円滑化を図り、区民の生活環境の向上に資するため。
所在地	東京都目黒区三田一丁目11番26号
開設	平成7年3月
施設概要	機械式(有人管理)34台
委託団体	目黒区住宅・街づくりセンター

【問題点】

恵比寿ガーデンプレイス近くにある区営三田地区駐車場は駐車場への進入路が、初めての場合わかりにくい。進入路付近には立て看板が1箇所設置されているが、目立たない。

現在利用率は年々低下傾向にあり、収入も低迷している。しかし、PR次第では利用率のアップが望まれる場所である。

駐車場の供用時間は条例上、午前零時から午後12時までの終日となっているが、車の入出庫は、時間貸駐車について利用時間が午前8時30分から午後10時までとしているため早朝・夜間の利用が制約されている。その間は、一泊駐車、夜間定期利用の車についても入出庫ができず、利用率が低い要因となっている。

【意見】

駐車場としての立地条件は良いのであるから、立て看板の設置本数を増やすなり、よりわかりやすい標識を設置し、利用者増を図るよう検討すべきである。

あわせて朝は午前7時から、夜間は11時までぐらいに営業時間の延長を行い、利用者の利便を図られたい。

また、平成10年度1,710万円の収入があったのが、平成14年度は1,344万円と年々低下している。これは恵比寿ガーデンプレイスへの来客者が減少しているためであるとしているが、上記の自助努力等を行い利用率の増加を図るべきである。

№24-3 めぐる区民キャンパス駐車場

【概要】

設置目的 区民キャンパスの施設利用者の利便に資するとともに、めぐろ区民キャンパス周辺の環境を維持するため。

所在地 東京都目黒区八雲一丁目1番1号

開設 平成14年7月

施設概要 地下1階60台、内業務用として28台確保しているので一般には32台（うち身障者用10台）

【問題点】

無料定期券の発行は、週1回以上使用する業者等に対して発行し、管理会社に委託しており、その記録ノートによると以下のようになっている。それによると1枚の紛失と再発行が8月（表8の*）に行われており、発行枚数は42枚となっている。

また、サービス券（無料券）の発行は、利用料が徴収免除の対象となる構成施設の業務に伴う駐車及び身障者の駐車に対して発行しており、これについては区に対して報告書を作成しているが、1月及び3月の合計に誤りがあった。

（表8）無料定期券の発行状況（単位：枚）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
図書館	6	4				1					11
あいアイ館	8		*								8
文化ホール		4									4
体育館		2	1								3
健康推進課		1									1
レストラン				15							15
計	14	11	1	15		1					42
累計		25	26	41		42					42

（表9）無料サービス券の発行状況（単位：枚）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
図書館	100										100
あいアイ館	20	30			20		30		30		130
文化ホール		100		70				70	50		290
TBS		30		50							80
体育館		100								20	120
医科	50						30				80
歯科		20	51								71
薬局		20									20
レストラン				20							20
計	170	300	51	140	20	0	60	70	80	20	911
累計		470	521	661	681	681	741	811	891	911	911

【意見】

無料定期券については、年度単位で有期限発行をしており、破損は回収し、紛失は紛失届を提出し、適切に管理されていると見受けられるが、サービス券の報告に誤集計が発生しているようにその管理が制度化された記録に基づいていないからであると考え。サービス券の発行について平成14年度は開設時のため発行月にばらつきがあるが、磁気利用のカードで破損するまで再使用しているため、適時に必要かつ適切な枚数を発行し、再発行と廃棄の手続きを定め定期的に棚卸を行うこと。この受払と残高を記録し適切な発行と廃棄管理を行われたい。このために無料定期券と無料サービス券の様式化された発行・廃棄の台帳を作成されたい。

また、目黒区民キャンパスは広大な施設に比して駐車場が限られているので、一層の有効利用に努力されたい。

N o 2 5 区営有料駐輪場

【概要】

設置目的	自転車及び原動機付自転車を利用する者の利便を図るとともに、自転車等の放置防止のため。
所在地	駒場東大前西口駐輪場（68台）、東大前駐輪場（280台）、駒場三丁目駐輪場（70台）中目黒駅前駐輪場（600台）、学芸大学駅東口駐輪場（450台）、西口第一駐輪場（310台）西口第二駐輪場（486台）
開設	平成12年10月から平成15年5月
施設概要	有料制駐輪場

【問題点】

区では放置自転車対策として、目黒区立自転車等駐輪場条例による有料制駐輪場のほかに自転車置場の設置および管理に関する要綱に基づく自転車置場を設置管理している。有料制駐輪場は一般月ぎめの場合2,000円から2,600円で、要綱に基づく自転車置場は14ヶ所あり、そのうち12ヶ所が登録制をとっていて、年間の登録手数料は3,000円である。有料制駐輪場と登録制駐輪場のそれぞれの利用者が負担する金額には大幅な違いがある。

しかし、設備等に投じた金額に差があるものの、有料制駐輪場と登録制駐輪場との区分が不明確である。特に駒場東大前西口駐輪場・駒場三丁目駐輪場の有料制駐輪場は登録制駐輪場と比してそれほど使い勝手が良くない状況にある。また、現在登録制ではあるが、祐天寺西口駐輪場等有料制にしてもよい場所もある。

【意見】

登録制の駐輪場においても、自転車の整理にかかる実費程度は受益者負担の原則に則り徴収し、有料制駐輪場との格差を縮小するべきである。また、登録制の場合は申し込み時に住所が判明していることから、区外利用者については、割増料金制度の導入もあわせて検討されたい。

6 その他の施設

類似施設を監査の過程で現場調査をしていたら、現在は公の施設ではないが、公の施設として位置づけ管理運営すべきと思われる施設が次のとおり見受けられた。今後、問題点については是正するよう検討されたい。

その他 1 三田フレンズ集会室

【概要】

設置目的 自主的な街づくりに取り組んでいる団体等の活動の場として設置されている。目黒区住宅・街づくりセンターが運営管理

所在地 東京都目黒区三田一丁目11番26号

開設 平成7年3月

施設概要 A室44.82平方メートル（定員30名）、B室87.15平方メートル（定員60名）
付属施設としてロビーホール41.31平方メートル

【問題点】

三田フレンズの集会室及びロビーは現在、公の施設ではなく、区と目黒区住宅・街づくりセンターとの間に無償使用貸借を締結し、センターが一般に貸し出している。その趣旨は街づくりの団体・グループに安い料金（一般利用の約3分の1）で利用してもらうことにある。そのためには5人以上の区民主体の街づくりに関する団体として登録する必要がある。

しかし、街づくり活動団体としての利用は年間約1,000件のうち数件である。9割以上はいわゆる一般利用であり、本来の設置目的・趣旨とはだいぶ異なっている。また、その収入は全額（年間約300万円）目黒区住宅・街づくりセンターに帰属している。

【意見】

利用実態からすると、現在の利用方法は好ましくないと思われるので、条例上、明確に公の施設として位置づけることを検討されたい。目黒区住宅・街づくりセンターに委託するならば利用料金制度の導入の可能性も含めて検討をするべきではないか。また、利用率は年間50%程度であるが、PR等により、区民一般により広く利用されることと思われる。

その他 2 目黒区東部地区サービス事務所特別会議室

【概要】

設置目的 (1) 区が中目黒スクエアを利用して行う事業の関係者控室として
(2) 区等が所管事務事業に関する会議を主催し、またはその構成員として参加するとき
(3) 目的外使用として東部地区内に住所を有する者が同居する親族の葬儀を行う場合等

所在地 東京都目黒区中目黒二丁目

開設 平成7年3月

施設概要 貸室 120平方メートル
和室 21畳、控室、トイレ、湯沸室

【問題点】

主として区が行政目的として使用するために設置された施設であり、例外として目的外使用で近隣住民の葬儀に有料で貸している。しかし、桐ヶ谷葬祭場が改築中であった平成9年度（25件）10年度（23件）を除いての利用は年間3から7件で、平成14年度の利用者は全くない状態である。

一方、本来の利用である行政としての利用状況は平成14年度に選挙管理委員会が不在者投票従事者控室としての使用したのが1件、住区住民会議室としての利用が3件あるのみである。

【意見】

平成12年12月に目黒区八雲に区民斎場が開設されたこと、地域住民の利用が主であり、近隣住民との間に使用上の制約があることなどにより、葬儀での利用者は今後増えることは望めない状況にある。また、行政としての

利用も新庁舎が中目黒に越してきたことから、その需要は多くは見込めない。公の施設である住区住民会議室として正式に位置づけ、広く一般区民に貸し出し有効利用するよう検討されたい。

ちなみに施設の維持管理費は概算で年間600万余円である。

第4 監査結果に基づく提言

1 公の施設管理についての随意契約を適切に行うべきもの

【問題点】

下表の事例は、公の施設の施設管理に関する契約で、比較的金額の大きいものをあげてある。これをみると施設管理についての委託業者が3から4年間固定している。このため、契約金額についても硬直化している。この要因としては契約が競争入札によらず、1社からの見積書のみの特命随意契約によって業者を選定しているためである。

なお、これらの契約は総務部契約課で窓口を一本化して単年度契約で行っている。

(事例)

(表10-1) 施設名 駒場体育館

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	日本総合管理	日本総合管理	日本総合管理	日本総合管理
契約金額(円)	45,985,288	45,985,288	45,885,000	45,885,000
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
契約内容	設備保守・清掃	設備保守・清掃	設備保守・清掃	設備保守・清掃

(表10-2) 施設名 碑文谷体育館

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	—	富士興業	富士興業	富士興業
契約金額(円)	—	40,950,000	43,722,000	44,865,996
契約方法	—	指名競争入札	随意契約	随意契約
契約内容	—	受付・設備保守・清掃	受付・設備保守・清掃	受付・設備保守・清掃

(注) 平成13年度からオープン、初年度は指名競争入札を行っている。

(表10-3) 施設名 美術館

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	シービーエス	シービーエス	シービーエス	シービーエス
契約金額(円)	16,988,517	16,988,517	16,988,517	22,484,427
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	指名競争入札
契約内容	設備保守・清掃	設備保守・清掃	設備保守・清掃	設備保守・清掃

(表10-4) 施設名 中目黒スクエア

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	日本総合管理	日本総合管理	日本総合管理	日本総合管理
契約金額(円)	91,733,040	88,966,500	84,525,000	84,525,000
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
契約内容	受付・設備保守・清掃	受付・設備保守・清掃	受付・設備保守・清掃	受付・設備保守・清掃

(表10-5) 施設名 守屋教育会館

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	雄水	雄水	雄水	雄水
契約金額(円)	24,097,500	24,097,500	23,900,100	23,900,100
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
契約内容	設備保守・清掃	設備保守・清掃	設備保守・清掃	設備保守・清掃

(表10-6) 施設名 箱根保養所

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	西洋フードシステムズ	西洋フードシステムズ	西洋フードシステムズ	西洋フードシステムズ
契約金額(円)	167,636,700	167,636,700	119,776,860	119,776,860
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
契約内容	受付・設備保守・清掃	受付・設備保守・清掃	受付・設備保守・清掃	受付・設備保守・清掃

【意見】

このように高額な契約については、一般的に経済性の確保が可能となる競争入札方式が自治体の契約締結方式の原則となっている。随意契約であっても、複数の者から見積書を徴して競争的随意契約を行う方式も経済性の確保を図る方式の一つである。ところが建物管理委託、建物清掃委託等については、低価格入札が行われ、適正履行の確保が危惧される場合もある。しかし、3年間も特命随意契約を続けているのは適正を欠くものである。

この傾向は、この表以外の他の施設管理契約についてもいえることで、この背景には現場サイドでは業者が変わらないほうが円滑な施設管理をやりやすいという気持ちがあること。契約サイドにも施設管理における経費の大半を占める人件費について急激な状況変化がないこと。また、契約及び契約履行の適切な担保がしやすいことなどの事情がある。

区においては契約内容の実態を十分精査し、現場サイドの意見をも聞くとともに、契約方法についても、3年程度の債務負担行為（自治法214条）をとるやり方もあるので検討されたい。

今後は(1)施設によっては、このように期間を一括して発注する方法、(2)また、今回の法改正の趣旨を踏まえて民間の活力を導入する方法をとるなど、適正履行の担保と経済性の追及をすることが望まれる。

2 公の施設の運営に対する意見のまとめ

区民利用施設のうち有料施設の管理運営について問題点を指摘し意見を述べてきたが、公の施設が最小のコストで最大のサービス提供を目標に、より地域に密着した福祉サービスの提供をするにはどうすべきなのか、区民の視点から監査の過程において今後検討すべき項目を提示している。この問題点・意見をまとめると以下の事項が取り上げられる。

(1) 管理コストの削減

経営の効率性向上を図り区民の負担の軽減に寄与するため、

- ア 複合施設内には所管ごとに貸室やリソグラフを所有している場合があるが共有することにより有効利用や削減を検討する。
- イ 複合施設の閉館時間や申込手続開始時期等の施設管理統一による光熱水費等の削減はできないかを検討する。
- ウ 委託業務の内容を見直して現地採用人件費等の抑制は出来ないかを検討する。
- エ 林間学園休園期間中の管理契約の変更による経費の節減を検討する。

(2) 広報活動の積極利用

ア 今回の公の施設を訪問するにあたり大いに利用したのが「くらしのガイド」である。このガイドを利用するにあたり気が付いたところを指摘すると、

- (1) 強調する目的の背景(網掛け)が活字に近い色合いのものを使用しているため読みにくい。
- (2) 他の近隣区との同種ガイドブックとの比較においてみると、区民センター・教育会館・スポーツ施設の利用料金の記載がない。また、保養所・公園については地図が掲載されていない。
- (3) 施設の利用については目的別にまとめる等の再検討が望まれる。

イ 区として統一したデザインの道案内板・看板や多くの区民が通る行政サービス窓口の壁面を利用した案内板（例えば美術館の開催内容のポスターを常時貼る。）の設置を検討する。

ウ 三田駐車場等PRに積極性が欠けている。

エ アンケート等による利用者の意見・評価の聴取を実施し、検討する必要がある。

オ 効果的な無料観覧券の配布を考えるべきである。

(3) 区民への優先的利用方法の検討

区民への優先的利用を確保するための施策として、施設によっては既に採用されている利用料金の格差、区民優先枠の確保、抽選順位の優先権等の活用をなお一層検討する。

(4) 利用率向上のための対策

ア 年末年始前後の利用、休業の曜日の変更

イ 冬季あるいは夏季の閑散期対策

ウ 利用者の利便を考慮した利用時間帯の見直し

エ 住区センター内の料理学習室やトレーニング室での健康相談等同様な施設等の統合

(5) 統一が取れていない利用料金の見直し

不公平・不公正な料金負担が起きることによる利用者の不信感を防ぐためにも、日大屋外プール(夏季期間借上げ)の有料開放化もしくは廃止、砧運動場施設の料金設定の見直しをされてはどうか。

(6) 未利用施設の廃止あるいは他区との共同利用の検討

ア 近隣の複合施設との競合により利用率が低い施設の廃止の検討

イ 利用者層・利用時期が限られている施設の近隣区との共同運営や廃止の検討

ウ 廃止に伴う負担や維持修繕費・運営委託料と利用率を判断材料に改築か廃止を検討する。常に費用対効果を考慮に入れること。

(7) 公の施設の見直し

ボウリング場については区が運営すべきものとは思われない。近隣に民営の施設が数箇所あるので、民間で出来ることは民間にまかせることも必要である。

また、地方自治法が改正され、企業に運営委託できる公共施設の範囲が拡大したことで、文化ホールやレジャー施設など地方自治体が所有する公共施設の管理運営を民間企業などに一括委託する動きが広がっている。民間企業への委託は民間のノウハウを活用して住民サービスを向上させるとともに、地方自治体の職員数を削減することにより財政状態の改善となり、税収の落ち込み対策と福祉など行政需要の拡大につながるものと思われる。

以上、問題点を7項目に区分して取り上げてきたが、これからは、いろいろな問題点が何処にあって、どのようにすればよいのかということがはっきりしてくれば、区政の中でいろんな対策のあり方を議論して、その中で実効性ある対応をとっていくことが望まれる。

第5 公の施設のトータルコストの試算とその検討

1 トータルコスト算定の意義

公共サービスは、一般的には各種行政事務サービス、福祉施設による福祉サービス、道路・水道・下水道等のインフラ資産の生活基盤サービスなど多岐にわたるが、公の施設による公共サービスもそのうちの一つである。

第3監査の結果と意見において、施設の管理と運営手続きについて検討した。さらに、各種の公の施設の設置目的を最少の費用で最大の効果があげられているか（地方自治法第2条第13項）について検討するためには、その運営管理費のみならず施設建設費等の施設附帯費を含めたトータルコストと、これらの施設を利用する区民の満足度を含めた利用量すなわち実際のサービス量（アウトカム）の比較をおこなうことによって、公の施設の効率性・有効性を貨幣価値あるいは利用率等の係数で評価をおこなう必要がある。

今回監査対象にしたものは有料施設である。無料施設が一般に公園などのように誰もが自由に利用できる公共サービスを提供するのに比し、有料施設はその利用が限られるために一定の使用料を徴収することによりその利用者を制約する性格を有する。したがって住民の教育・文化・健康の向上を「より一層」の増進を図るものであり、区民の生活の質的水準の「より豊かさ」の確保に資するものである。このことから、有料施設は区民からの税金収入で運営される公の施設として、その有効性が「より一層」発揮されねばならないと考えられるからである。

2 トータルコスト算定の目的

目黒区の公の施設は、(1)区民施設、(2)スポーツ施設、(3)文化芸術施設、(4)保養施設、(5)駐車場・駐輪場に区別しうる。

それぞれ区民のニーズに応えたものであるといえる。これらの施設はその有効活用がなされなければならないが、当初計画された段階で見込まれた区民の利用（サービスの需要）は必ずしも実現されない場合がある。

そこで、トータルコストを算定し、区が公の施設により提供するサービスの費用（コスト）と区民の利用による便益の大きさを対比して、各施設の有効性の水準を把握することが必要になる。

その目的は、第一に当面の料金設定に資するとともに、第二にその利用の向上を図るための運営の見直しの基礎を与え、第三に不効率な施設の統合廃止の意思決定に資することにある。

第四に最も重要なことであるが、公の施設の新規開設に重要な基礎資料を提供することである。

第五に、区民の満足度調査による区民の評価と行政サービスとその財源の配分を行政評価と連動して、区の行政サービスの質的向上を図ることである。

第六に、結果を公表し、公の施設による区のサービス提供について区民の理解を図り、例えば文化芸術活動のようにとすれば一部の愛好家に限定されがちな領域に広く区民の参加・参画を促進することである。

目黒区においても、今回のトータルコストの試算をもとに制度的にトータルコストの算定と公表をおこなわれたい。

3 トータルコスト算定上の前提

トータルコストの試算は、包括外部監査における、時間的制約と基礎データの集積上の制約で、以下に述べるような前提でおこなった。

(1) 施設管理費について

現在、区は当年度も含めて過去4年間にわたり、行政改革の一環として公の施設の利用料算定のために各施設のコストを調査してきた。

ここでの調査対象は、主に人件費と経費にあたる物件費であるので、この調査資料を利用した。人件費について、本来個別施設に従事する実際の職員等の人件費を算定するとともにこれらの職員の退職給与引当金（あるいは共済年金も含めた退職給付引当金）を算定すべきであるが、総平均人件費をもとに従事人数を乗じて算定している。

物件費については、資本的支出は下記(2)に説明する施設附帯費の減価償却費として算定しているので除いている。なお、複合施設について利用施設に焦点をあてた面積のみによる按分計算をおこなっているが、これを利用した。

本来、個別費は直接各施設に集計し、共通費あるいは区分不能費を特定のその発生態様に応じた配分基準を選択して按分計算すべきである。

(2) 施設附帯費について

現在の地方公共団体は、地方公営企業を除き、単式簿記による現金主義会計が採用されており、建設費や公債費は支出年度に計上されている。

しかし、公共施設の建設コストは一般に巨額にのぼり、また反対に特別の施設を必要としない駐輪場や野球場のように比較的少額のものもあるので、運営管理に関するコストのみを集計する方法では年度間の比較や他の施設との比較はできないばかりではなく、巨額の建設コストが見過ごされる恐れがある。

区は、土地建物について面積のみを「財産に関する調書」において決算書として公表し、土地については路線化等により毎年度に評価替をおこない、建物については、再建価格指数で毎年度評価しなおし、このとき定額法による減価償却を適用することとしている。

すなわち、制度的に複式簿記に基づいた会計は行っておらず、公共財産の費用化の手法が採用されていないのでトータルコストを制度的には算定しえない。

そこで、建物について減価償却費、公債発行についての公債利子並びに土地のみなし地代を次のように算定した。

ア 減価償却費の算定

建物は、取得（建設）原価と修繕費（原則として取得価額の10%以上の額）を、地方公営企業の償却耐用年数を用いて定額法で計算した。例えば鉄骨鉄筋コンクリートの建物の耐用年数について区は60年としているが、50年を採用した。ただし、体育館の耐用年数は区の45年を用いているものもある。

本来、改修に相当する場合、従来の構成資産は除却されたであろうと想定されるが区の公有財産台帳にはその記載がないので計算に反映していない。

また、法人税法を援用して残存価額の5%まで償却計算をすることとした。

工作物については、複合施設に区分されていないので、建物の占有面積により按分し耐用年数は原則として区のものを採用した。

備品については、計算の簡便性から耐用年数表の平均である6年を一律に適用した。

イ 支払利息の算定

公債の発行による財源により建設した場合であったとしても、区民税を財源にしたものであろうと、資金コストである支払利息は発生しているものとみなしうる。しかしながら、実際の公債を発行したものに限定した。これは、建設にあたり都または国の補助金を受けたものがあり、公債についても元利償還に国の交付税措置により補助金と同等とみなされるものがある等により複雑になるので、実際の起債があるものに限定してその利子を算定することにした。

ウ みなし地代の算定

目黒区が特別区になったときに東京都から贈与された土地や区が購入した土地からは本来地代は発生しない。しかし、借地上の施設との比較を行いたいこと、目黒区は、他の自治体に比して相対的に地価は高いものと考えられること、他の用途への利用（普通財産への転換ののちの売却も含めて）が可能と考えられる等の理由で、みなし地代を路線価等による区の評価額の3%として算定した。これは区が第三者に賃貸する場合を準用した。

ただし、一般に寄贈によるものは他の用途への転用を禁止されているので、第三者からの寄贈されたものは除いた。

なお、作表にさいしては調査時点等の理由から平成13年3月末の評価額を3か年に一律に適用した。

4 各施設のトータルコスト分析の概要

個別の施設については、「5 個別施設のトータルコストの試算と利用率等」を参照されたいが、全体の概要について以下に概略する。

(1) 全体の概要

平成14年度にトータルコストの総額は38.1億円から46.7億円に8.6億円増加したが各項目の比率

はほぼ変わらない。

これは、めぐろ区民キャンパス他施設の5施設の新規開設により、施設管理費の6億5千万円と減価償却費の1億6千万円及び公債利子の1億2千万円の増加の要因が大きい。

結果として、収入も1億2千万円増加したが、税金で負担する純サービス提供額＝純トータルコストは8億円増加した。

51施設（住区は地区で1施設とカウント）中、14年度開設の5施設を除いた46施設全体では1億35百万円の純トータルコストは減少したが、このうち13施設で純トータルコストは62百万円増加し33施設で1億96百万円減少している。したがって、7割の施設で純トータルコストは減少している。

(表11) 監査対象施設のトータルコストの合計（単位：百万円）

区分	平成13年度		平成14年度	
人件費	661	17%	801	17%
経費	1,933	51%	2,352	51%
施設管理費計	2,593	68%	3,153	68%
減価償却費	402	11%	555	12%
公債利息	148	4%	248	5%
みなし地代	666	17%	713	15%
施設附帯費計	1,217	32%	1,516	32%
合計 施設費 (トータルコスト)	3,810	100%	4,669	100%
収入	429	11%	554	12%
差引 純施設サービス (純トータルコスト)	3,382	89%	4,115	88%

しかしながら、利用単位あたりのトータルコストの総計は次の表12のようになっており23万5千円増加し、収入も1万7千円増加したが1%減少し、純トータルコストは21万8千円増加している。

14年度に開設または利用率の算定を新たに行った施設を除く42施設についてみると、実際利用量の減少したものの17施設、利用率の減少したものの17施設ある。このうち、利用量が増加しながらも利用率が減少したものが7施設ある。

また、利用量単位あたりトータルコストの増加したものが17施設あり、利用者の負担額が増加したものが18施設ある。結果として区の負担すべき純サービスが増加したものが18施設ある。このうち、利用者の負担額が増加しているのに区の負担が増加したものが10施設ある。

したがって、46施設中33施設でコスト削減等の努力がおこなわれたが、利用量の減少等により42施設中9施設では利用単位あたりの区の負担額が増加した。

各施設管理担当者はその原因を分析し改善してもらいたい。

(表12) 利用単位あたりトータルコスト（単位：百万円）

区分	平成13年度		平成14年度		増減	
利用単位あたり施設費	3,371,825	100%	3,607,160	100%	235,235	100%
利用単位あたり収入	219,846	7%	237,046	6%	17,200	-1%
利用単位あたり区負担額	3,151,979	93%	3,370,114	94%	218,135	1%

(2) 各グループ別施設について

ア 研修室・会議室等の区民施設

女性センター・社会教育会館等の主要施設と、各区域にある住区センターとで区民の利用の便宜を図るように配置されている。

これらの施設は、午前・午後・夜間の時間帯ごとを1コマとしてグループ、団体等に対する貸室として運営されているので、時間利用データはそろっている。

しかし、利用者数は把握されていないといえる。それゆえ利用率は高くても区民の利用者数は少ない施設もあれば、反対に利用率は低くても利用者数は多いものもあると想定される。

施設が配置されている地区の地理的環境の制約も影響し、いちがいに評価はくたせない。なぜなら、各地区間の公平な施設の設置が住民からは要望されると考えられるからである。

それぞれの施設の設置目的に合わせた、利用の拡大の方策を検討するとともに、制約条件の厳しいものは不適合として他の施設への転用を図る必要がある。

例えば、菅刈公園の和館のようにその利用方法そのものを開拓・考案するしかないものもある。

イ スポーツ施設

駒場体育館・区民センター体育館（目黒）・八雲体育館（めぐろ区民キャンパス）・碑文谷体育館それに中央体育館を中心として、公園施設や文化施設とともに配置されている。砧野球場等のように区外の施設もあるが、屋内スポーツのみならずプール・テニス・サッカーなどの区民の幅広いスポーツのニーズにこたえている。

有効性を測る場合に、これらの施設ではスポーツ愛好団体を対象にした時間貸しと、個人を対象にした一般公開の2通りの利用方法を採用しているので算定が困難と成る。

それゆえ、利用率の計算表では、便宜上プールは利用者数で単位計算を、他は貸切コマ数で単位計算をおこなっている。

本来、区々に算定するか、利用者数に変換して単位計算をおこなうか、最大収入額を総利用量として実際収入との割合で計算すべきものである。この場合、各施設の一定の余裕率をもった最適な利用可能者数を算定する必要がある。

また、ボート場や、野球場などの屋外施設については、区は14年度に晴天率を用いて総利用可能量を算定している。今後も妥当な計算方法を設定し継続して適用されたい。

ウ 文化芸術施設

区民センターの美術館とめぐろ区民キャンパスのパーシモンホールを核として展開されている。

この両施設とも区の外郭団体である財団法人芸術文化振興財団によって委託運営されている。

したがって、財団は、区の委託事業では委託費を財源とし自主事業では観覧料と区の補助金を財源として運営している。

トータルコストの算定の意義と必要性は、このような100%出資の外郭団体により管理運営を委託した場合に発揮される。すなわち区の支出とされる補助金及び委託費は、財団の収入となる補助金・委託料収入と相殺し、区のその他の費用と団体の費用を合算した総費用と施設の利用者収入とを対比させることによって、公の施設の効率性・有効性を測定するべきであるからである。

文化芸術事業を地域住民の理解を基盤として運営するためには、その費用を税金負担により助成せねばならないことについて区民の理解を深める一方で、施設への来館者・利用者の拡大を図る不断の努力が必要である。

しかし、無料券を配布することで来館者の拡大を図るのは安易ではないかと考える。

優れた企画と、日常の芸術そのものの研究活動こそが必要であるので、企画担当者や学芸員の質的水準向上のバックアップも区に要請された課題である。

エ 保養施設等

区民を対象にした箱根・長野の保養施設と小中学生を対象とした北軽井沢・八ヶ岳の林間学校を用意している。それぞれ過去の開設の経緯があるものと考えられるが、都市住民にとって保養施設や野外学習活動を支援する施設のニーズに応えたものである。

しかし、利用率の減少は時代のニーズの変化も影響していると考えられる。

「公の施設の運営に対する意見のまとめ」に記載した検討事項を基礎として利用されたい。

オ 駐車場・駐輪場

区民の生活に密接に関係したものであり、目黒区が都市の自治体としての公共サービスとして不可避免的に有

料化施設として設置したものといえる。

駐車場は利用率は比較的low、駐輪場は比較的high。しかし円グラフで分かるように、三田・区立公共駐車場は施設管理費を収入がうまわっている。

駐輪場は、区内の駅前周辺の状況から立地さえ良ければ100%に近い利用率となるが、12年度13年度の利用データがないので14年度のみになっているが、今後もデータの作成と利用率の算定を継続されたい。

5 個別施設のトータルコストの試算と利用率等

(表の説明)

(1) トータルコストの推移

- ・ 施設の管理運営費を施設管理費とし、人件費と経費に分類している。
- ・ 施設附帯費として公有財産に関連する費用のうち減価償却費、建設公債の利息、みなし地代を分類集計している。
- ・ 施設管理費と施設附帯費の合計をトータルコストとしての施設費とし、これを100%とてそれぞれの金額の割合を算定している。
- ・ 収入は、施設の使用料と公衆電話料などのその他の収入に区分している。
- ・ 施設費の合計から、収入を控除したものを、区民への施設サービスの財政負担費用の純額として純施設サービスとして算定している。

(2) 施設利用率

- ・ 当該施設の総利用可能数に対する実際利用数の割合をパーセンテージで算定している。
- ・ 総利用可能数が日数で示されている場合等については、1日あたりの利用者数で算定している。
- ・ 総利用可能数・実際利用数がコマ数で示されている場合の1コマとは、例えば午前(午前9時から正午)、午後(午後1時から5時)、夜間(午後6時から10時)などの時間で区切っている場合についての1区切りを1コマとしている。

(3) 単位あたり金額

- ・ 施設費合計、収入計、純施設サービスの金額を実際利用数量で除して算定している。

(4) 区の外郭団体の管理委託施設

- ・ 区の100%出資団体に管理委託している施設については、団体と区の人件費経費の内容を記載している。

(5) 単位

- ・ 金額は円単位で計算したものを単位未満は四捨五入しているので合計は合わない場合がある。比率については、円単位で計算したものを単位未満で四捨五入している。

以下の表は、公の施設の有効性の評定のために、区の各担当課の協力を得て作成したが、包括外部監査人の責任でいくつかの前提をおいて作成したものであるので留意されたい。

(1) 平成14年度トータルコスト一覧表

(各施設名をクリックすると、その施設のトータルコスト・利用率の表・グラフを別ウインドウで表示します。)

連番	NO	施設名	施設費(トータルコスト) (a)						収入 (b)		純施設サービス 差引 (a)-(b)	
			施設管理費(1)		施設附帯費(2)		計(1)+(2)					
1	01	女性情報センター	24,052	49%	25,130	51%	49,182	100%	1,307	3%	47,875	97%
2	02	セレモニー目黒	48,915	60%	32,372	40%	81,287	100%	22,178	27%	59,109	73%
3	03-1	東部地区住区センター全体	108,165	66%	56,446	34%	164,611	100%	12,421	8%	152,190	92%
4	03-2	北部地区住区センター全体	54,630	49%	56,006	51%	110,637	100%	7,923	7%	102,714	93%
5	03-3	中央地区住区センター全体	58,297	57%	44,325	43%	102,622	100%	10,977	11%	91,645	89%
6	03-4	南部地区住区センター全体	58,813	66%	29,845	34%	88,659	100%	5,259	6%	83,400	94%
7	03-5	西部地区住区センター	96,577	63%	56,984	37%	153,561	100%	11,825	8%	141,737	92%

		一全体										
		住区会議室 計	376,483	61%	243,606	39%	620,090	100%	48,404	8%	571,686	92%
8	04	勤労福祉会館	68,215	74%	23,580	26%	91,795	100%	9,109	10%	82,686	90%
9	05-1	中小企業センター (集会室)	32,179	72%	12,273	28%	44,452	100%	3,753	8%	40,699	92%
10	05-2	中小企業センター (ホール)	54,411	74%	19,480	26%	73,891	100%	13,605	18%	60,287	82%
11	05-3	中小企業センター (ボウリング)	52,990	77%	15,599	23%	68,589	100%	25,409	37%	43,179	63%
		中小企業センター 計	139,580	75%	47,352	25%	186,932	100%	42,767	23%	144,165	77%
12	06	消費生活センター	12,289	73%	4,483	27%	16,772	100%	39	0%	16,733	100%
13	07-1	駒場公園和館・茶 室	10,106	61%	6,471	39%	16,577	100%	380	2%	16,196	98%
14	07-2	菅刈公園和館	7,763	56%	6,024	44%	13,787	100%	267	2%	13,520	98%
15	08-1	目黒リサイクルプラ ザ	49,996	100%	206	0%	50,202	100%	1,109	2%	49,093	98%
16	08-2	平町リサイクルプラ ザ	46,854	62%	28,863	38%	75,718	100%	743	1%	74,975	99%
17	09	青少年プラザ	46,854	62%	28,863	38%	75,718	100%	743	1%	74,975	99%
18	10-1	緑が丘文化会館	74,530	64%	41,168	36%	115,697	100%	14,756	13%	100,942	87%
19	10-2	清水社会教育会館	27,968	78%	7,725	22%	35,693	100%	1,787	5%	33,906	95%
20	11	守屋教育会館	73,155	87%	10,501	13%	83,656	100%	1,053	1%	82,603	99%
		貸館・貸室等 合計	1,006,760	67%	506,344	33%	1,513,104	100%	144,642	10%	1,368,462	90%
21	12-1	駒場体育館	65,303	68%	30,703	32%	96,007	100%	7,155	7%	88,852	93%
22	12-2	区民センター体育館	49,482	65%	26,482	35%	75,964	100%	5,969	8%	69,995	94%
23	12-3	中央体育館	111,601	66%	56,559	34%	168,160	100%	18,793	11%	149,366	89%
24	12-4	碑文谷体育館	48,418	83%	9,650	17%	58,068	100%	4,920	8%	53,148	92%
25	12-5	八雲体育館	106,386	68%	50,311	32%	156,697	100%	7,986	5%	148,711	95%
		体育館 計	381,191	69%	173,704	31%	554,895	100%	44,823	8%	510,072	92%
26	13-1	駒場プール	103,647	85%	18,663	15%	122,310	100%	13,670	11%	108,640	89%
27	13-2	区民センタープール	122,904	82%	27,440	18%	150,344	100%	24,352	16%	125,992	84%
28	13-3	中央地区プール(五 本木小学校内)	51,976	54%	44,348	46%	96,324	100%	13,141	14%	83,183	86%
29	13-4	西部地区プール(緑 ヶ丘小学校内)	54,964	69%	24,661	31%	79,625	100%	16,091	20%	63,534	80%
		プール 計	333,490	74%	115,112	26%	448,603	100%	67,254	15%	381,348	86%
30	14-1	駒場庭球場	21,522	42%	30,264	58%	51,786	100%	4,477	9%	47,309	91%
31	14-2	区民センター庭球場	17,896	52%	16,817	48%	34,713	100%	2,979	9%	31,734	91%
32	14-3	碑文谷庭球場	23,422	30%	54,847	70%	78,269	100%	9,045	12%	69,225	88%
33	14-4	宮前庭球場	10,819	37%	18,502	63%	29,322	100%	2,810	10%	26,512	90%

		庭球場 計	73,659	38%	120,431	62%	194,090	100%	19,311	10%	174,779	91%
34	15	碑文谷野球場	23,869	25%	72,132	75%	96,001	100%	934	1%	95,068	99%
35	16	砧球技場(野球場・サッカー場)	64,213	93%	5,013	7%	69,226	100%	1,643	2%	67,583	98%
36	17	ポニー園	44,674	67%	21,961	33%	66,635	100%	3,189	5%	63,446	95%
37	18	ボート場	6,082	99%	85	1%	6,167	100%	939	15%	5,229	85%
		その他 計	138,839	58%	99,191	42%	238,030	100%	6,705	3%	231,325	97%
スポーツ施設 合計			927,179	65%	508,439	35%	1,435,617	100%	138,093	10%	1,297,525	91%
38	19	美術館	259,686	75%	87,361	25%	347,047	100%	5,291	2%	341,756	98%
39	20-1	めぐろパーシモンホール	469,259	69%	215,144	31%	684,403	100%	84,414	12%	599,989	88%
40	20-2	中目黒GTプラザホール	11,807	69%	5,206	31%	17,013	100%	6,384	38%	10,629	62%
文化芸術施設 合計			740,752	71%	307,711	29%	1,048,463	100%	96,090	9%	952,373	91%
41	21	箱根保養所	283,168	92%	26,202	8%	309,370	100%	108,910	35%	200,460	65%
42	22	区民自然の村	44,273	71%	18,474	29%	62,747	100%	2,571	4%	60,176	96%
43	23-1	北軽井沢林間学校	19,644	69%	8,948	31%	28,592	100%	339	1%	28,253	99%
44	23-2	八ヶ岳林間学校	25,828	45%	31,674	55%	57,503	100%	826	1%	56,676	99%
保養施設等 合計			372,913	81%	85,298	19%	458,211	100%	112,646	25%	345,565	75%
45	24-1	三田地区駐車場	7,948	30%	18,461	70%	26,409	100%	13,443	51%	12,965	49%
46	24-2	区立公共駐車場	2,785	20%	11,353	80%	14,138	100%	8,845	63%	5,293	37%
47	24-3	目黒区民キャンパス駐車場	49,500	58%	35,806	42%	85,306	100%	6,466	8%	78,840	92%
48	25-1	駒場東大前周辺駐輪場	8,628	85%	1,493	15%	10,122	100%	2,461	24%	7,661	76%
49	25-2	学芸大学駅東口駐輪場	14,483	55%	11,821	45%	26,304	100%	12,061	46%	14,242	54%
50	25-3	学大西1・西2駅駐輪場	7,064	43%	9,403	57%	16,467	100%	14,385	87%	2,082	13%
51	25-4	中目黒駅前駐輪場	15,099	43%	20,330	57%	35,429	100%	4,492	13%	30,936	87%
駐車場・駐輪場 合計			105,507	49%	108,667	51%	214,174	100%	62,154	29%	152,020	71%
合計			3,153,111	68%	1,516,458	32%	4,669,569	100%	553,625	12%	4,115,945	88%

(2) 平成14年度の利用率一覧表

(各施設名をクリックすると、その施設のトータルコスト・利用率の表・グラフを別ウインドウで表示します。)

	連番	NO	施設名	施設利用率				
				総利用可能数 (コマ等)	実際利用 (コマ等)	利用者数 人	利用率	1日あたり人数
貸館・貸室等	1	01	女性情報センター	1,818	818		45%	
	2	02	セレモニー目黒	8,712	3,721		43%	
	3	03-1	東部地区住区センター全体	21,645	12,722		59%	

	4	03-2	北部地区住区センター全体	19,656	9,802		50%	
	5	03-3	中央地区住区センター全体	17,010	11,685		69%	
	6	03-4	南部地区住区センター全体	17,568	8,714		50%	
	7	03-5	西部地区住区センター全体	22,158	12,789		58%	
	8	04	勤労福祉会館	3,660	1,730		47%	
	9	05-1	中小企業センター(集会室)	2,745	1,600		58%	
	10	05-2	中小企業センター(ホール)	834	445		53%	
	11	05-3	中小企業センター(ボウリング)	139,947	81,443		58%	
	12	06	消費生活センター	952	236		25%	
	13	07-1	駒場公園和館・茶室	1,220	219		18%	
	14	07-2	菅刈公園和館	1,224	93		8%	
	15	08-8	目黒リサイクルプラザ	888	248		28%	
	16	08-2	平町リサイクルプラザ	1,184	255		22%	
	17	09	青少年プラザ	1,184	255		22%	
	18	10-1	緑が丘文化会館	11,639	8,584		74%	
	19	10-2	清水社会教育会館	5,368	2,661		50%	
	20	11	守屋教育会館	4,536	2,487		55%	
スポーツ施設	21	12-1	駒場体育館	513	408	17,369	80%	28
	22	12-2	区民センター体育館	559	493	8,103	88%	26
	23	12-3	中央体育館	2,180	1,346	45,585	62%	21
	24	12-4	碑文谷体育館	467	251	9,577	54%	22
	25	12-5	八雲体育館	457	340	22,767	74%	47
	26	13-1	駒場プール	109	109	48,302	100%	161
	27	13-2	区民センタープール	135	135	110,089	100%	244
	28	13-3	中央地区プール(五本木小学校内)	80	80	48,909	100%	153
	29	13-4	西部地区プール(緑ヶ丘小学校内)	155	147	58,894	95%	184
	30	14-1	駒場庭球場	3,177	2,872	355	90%	3
	31	14-2	区民センター庭球場	2,171	1,940	879	89%	13
	32	14-3	碑文谷庭球場	6,816	6,201		91%	
	33	14-4	宮前庭球場	2,079	1,963		94%	
	34	15	碑文谷野球場	1,047	478		46%	
	35	16	砧球技場(野球場・サッカー場)	5,367	1,149		21%	
	36	17	ポニー園	26,320	20,617		78%	
	37	18	ボート場	68,796	9,388		14%	
文化芸術	38	19	美術館	254	47,317	19,087		186
	39	20-1	めぐろパーシモンホール	2,246	1,683	22,337	75%	
	40	20-2	中目黒GTプラザホール	807	592		73%	

保養施設等	41	21	箱根保養所	41,292	16,605		40%	
	42	22	区民自然の村	18,186	2,411		13%	
	43	23-1	北軽井沢林間学校	103	3,219			31
	44	23-2	八ヶ岳林間学校	214	2,370			11
駐車場・駐輪場	45	24-1	三田地区駐車場	36,561	15,941		44%	
	46	24-2	区立公共駐車場	32,810	9,189		28%	
	47	24-3	目黒区民キャンパス駐車場	67,000	26,538		40%	
	48	25-1	駒場東大前周辺駐輪場	151,316	41,627		28%	
	49	25-2	学芸大学駅東口駐輪場	162,900	164,169		101%	
	50	25-3	学大西1・西2駅駐輪場	288,152	197,652		69%	
	51	25-4	中目黒駅前駐輪場	217,200	44,923		21%	

6 今後の取り組みについての要望

公の施設による公共サービスは、民間施設では提供されがたいものから民間施設と競合するものまであり、その利用形態も個人によるものから団体によるもの、特定の世代に限られるものから全ての世代の及ぶものと様々である。また、公の施設の利用料金は施設の性格上民間企業のように採算だけで考えるわけにはいかないことから、コスト意識は度外視されるものもあり、比較的低廉に設定される傾向にある。

このため、公の施設の管理・運用費用の発生費用を施設ごとに把握した。すなわち、施設の建設費・支払利息等の施設附帯費を加味した算定方式によるコスト計算をすることで、各施設の運営において、よりコスト意識を持たせ、施設ごとの費用対効果をそれぞれ分析・認識することにより、今後の行政に役立てることが必要となる。

今後は公の施設の有効利用の向上を図るため、管理会計としてのトータルコスト計算の継続的な実施、稼働率及び利用率並びに収支コスト削減の努力目標の設定、施設によっては収支採算が取れるような利用者負担による料金の見直し、施設の統廃合等による実効性ある改善を図ることが望まれる。

第6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上